

第 161 回宮崎県都市計画審議会

日時：令和 8 年 7 月 22 日（水）

9：57～10：42

場所：宮崎県庁 防災庁舎 5 階

防 53 号室

午前 9 時 57 分開会

○事務局 定刻より少し前ですが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから第 161 回宮崎県都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会を務めさせていただきます都市計画課課長補佐の吉村と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、都市計画審議会の委員 16 名のうち、15 名の委員の皆様に御出席いただいております。これによりまして、審議会の開催要件である委員の過半数の出席を満たしておりますことを御報告させていただきます。

それでは、審議会の開催に当たり、県土整備部都市計画・建築担当次長の松田が御挨拶を申し上げます。

○松田県土整備部次長 県土整備部次長の松田でございます。

本来であれば、部長の中原が御挨拶申し上げるところでございますけれども、公務のため出席ができませんでした。部長より挨拶文を預かってまいりましたので、代読させていただきます。

令和 8 年度最初の宮崎県都市計画審議会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、日頃から当審議会の運営はもとより、県政全般にわたり多大な御支援、御協力を賜り、心からお礼申し上げます。

さて、本県では、先月、台風第 6 号の発生による大雨警報等が発令されましたが、近年では、これまでに経験したことのない規模の豪雨や台風による災害が、全国各地で毎年のように発生しております。改めて、防災・減災に配慮した都市構造の強化や計画的な土地利用など、災害に強いまちづくりの重要性を強く感じているところでございます。

また、予測を超える速さで人口減少が進む中、県としましては、市町の立地適正化計画の策定を支援するなど、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの推進にさらに注力していく必要がございます。

このような課題に対応するため、一昨年度から、県内 6 圏域の都市計画区域マスタープランの改定作業を進めてまいりましたが、国土交通大臣の同意を得て、去る 6 月 11 日に都市計画変更の告示を行いました。

改定に当たりましては、委員の皆様に大変御尽力をいただきました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

今後は、改定したマスタープランに基づき、関係市町と連携し、持続可能な都市づくり

に取り組んでいくこととしており、本審議会においては、本年度の本県の都市計画行政に関わる重要な議案について御審議いただく予定としておりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

本日は、この具体的な案件として、宮崎広域都市計画公園及び日向延岡新産業都市計画道路の変更について御審議いただくこととしております。

委員の皆様方には、それぞれ専門的なお立場から率直な御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

令和8年7月22日 県土整備部長 中原 学
代読でした。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元の「第161回 宮崎県都市計画審議会 委員名簿」を御覧ください。

まず、本審議会の会長であります、宮崎大学名誉教授・出口近士会長でございます。

次に、1号委員の皆様でございます。

宮崎県商工会議所女性会連合会会長・前田省子委員でございます。

宮崎大学教授・入江光輝委員でございます。

建築士・森迫麻紀子委員でございます。

弁護士・宮川香代子委員でございます。

みやざき農業委員会女性ネットワーク会長・後藤ミホ委員でございます。

宮崎大学教授・平田令子委員でございます。

次に、2号委員の皆様でございます。

県議会議員・本田利弘委員でございます。

同じく、黒岩保雄委員でございます。

同じく、渡辺正剛委員でございます。

同じく、図師博規委員でございます。

次に、3号委員でございます。

宮崎県市長会会長・池田宜永委員でございますが、本日は所用のため御欠席です。

次に、4号委員でございます。

宮崎県町村議会議長会会長・松浦光宏委員でございます。

次に、5号委員の皆様でございます。

国土交通省九州地方整備局長・垣下禎裕委員でございます。本日は、代理で宮崎河川国道事務所所長・内田豪士様に御出席いただいております。

農林水産省九州農政局長・緒方和之委員でございます。本日は、代理で九州農政局農村振興部農村計画課長補佐・岩田考伸様に御出席いただいております。

宮崎県警察本部長・高井良浩委員でございます。本日は、代理で宮崎県警察本部交通部交通規制課長・落合亜紀子様に御出席いただいております。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

お席にお配りしている資料は、まず、会議次第、委員名簿、配席図でございます。

次に、資料1として各議案のパワーポイントスライド資料をお配りしております。

また、本審議会の議案書でございますが、こちらは審議会に先立ち、委員の皆様へ御送付をさせていただきます。

最後に、参考資料としまして、関係資料をとじ込んだ青のドッチファイルと黄色のファイルもお配りしております。

本会議の資料は以上となりますが、不足している資料等はないでしょうか。

なお、青のドッチファイルと黄色のファイルは、会終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、出口会長に御挨拶をいただきたいと思います。

出口会長、よろしくお願いいたします。

○出口会長 皆さん、おはようございます。

都市計画制度ができて、100年以上もたってしまいました。それから、特に戦後を数えると80年ということで、当時からの数十年前くらいまでは拡大傾向で、都市の人口が伸びて施設を整備するという時期だったと思います。それが10年くらい前から、一つは人口の減少、一つは施設の老朽化、それから、先ほど次長のお話にありました防災ということで、都市計画も少し機能をコンパクトにして、従来の地域をネットワークで結ぶという概念で進んでおります。そういう意味では、今日の2つの議案は、施設の問題や都市計画道路の変更という問題が審議されますので、皆様の御専門の立場から議論をよろしくお願いいたします。

○事務局 出口会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

出口会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○出口会長 では、座って進めさせていただきます。

まず、本審議会の議事録署名を行う委員を2名指名させていただきます。今回は、森迫委員、黒岩委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、今日の議事につきまして、どのように進めるか、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 都市計画課計画担当の出井でございます。

本日の議事について御説明をさせていただきます。

お手元の会議次第を御覧ください。

まず、本日の議案でございますが、次第に記載のとおり、計2件でございます。

議案第1号といたしまして、「宮崎広域都市計画公園の変更」に関して、議案第2号といたしまして、「日向延岡新産業都市計画道路の変更」に関して、それぞれ御審議をお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○出口会長 委員の皆様、ただいま事務局から説明がありました次第で進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○出口会長 ありがとうございます。

では、早速、議案第1号「宮崎広域都市計画公園の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 都市計画課計画担当の黒木です。

議案第1号について御説明します。

議案書は、4ページから6ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

本議案は、宮崎市下北方町に位置する平和台公園の都市計画変更について御審議いただくものでございます。

画面上が北側、画面下が南側です。国道10号と大淀川に挟まれた、緑色の線で囲った範囲が平和台公園となります。

今回の都市計画変更は、赤丸で示す部分の区域の変更を行うものです。

スライド3ページ目です。

まず、平和台公園の位置づけについて御説明します。

平和台公園は、優れた風致の享受を主な目的とする特殊公園として、昭和 32 年 4 月 9 日に都市計画決定されました。

公園としての位置づけですが、県の計画である「宮崎県中部圏域都市計画区域マスタープラン」においては、「環境保全・景観構成などの機能の高い公園」として、また、市の計画である「宮崎市都市計画マスタープラン」においては、「地域独自の歴史に関する情報発信の場や交流・体験の場としての拠点性の維持向上を目指す文化・歴史拠点」として位置づけられています。

次に、変更する区域について御説明します。

左下の計画図は、今回、都市計画変更する平和台公園の全体を示しています。計画図の黒枠部分を拡大したものが、右側に示した拡大図となります。今回変更する区域を黄色と赤色で塗り潰して示しています。

区域の変更①として、公園内に新たに下北方配水池の築造を行いたいため、区域の変更を行います。面積としては、右側の図の変更①の矢印で示す 0.41 ヘクタールの区域を削除するものとなります。

変更②として、散策路が整備されるなどして、都市公園として利用されている区域が変化していることから、区域の見直しを行います。右側の図の赤色で塗り潰した部分には散策路が整備されており、地形地物に沿った都市計画公園の区域ラインに改めるものとなります。面積としては、右側の図の変更②の矢印で示す、赤色で塗り潰した 0.09 ヘクタールの区域を追加するもの、また、その上下の黄色で塗り潰した 0.14 ヘクタールと 0.03 ヘクタールの区域を削除するものとなります。

これらを合わせまして、平和台公園の都市計画公園の区域としては、現在の 68.8 ヘクタールから 0.5 ヘクタール減少し、68.3 ヘクタールとなります。

ここで、変更①について、上位計画の位置づけと理由を詳細に御説明します。

スライド 5 ページ目です。

まず、下北方配水池は、上水道施設の一つとして、県と市の上位計画において、スライドに示すように位置づけられています。

県の計画である「宮崎県中部圏域都市計画区域マスタープラン」においては、災害時におけるライフラインとして、上水道施設の耐震性や安全性の向上に努めること。市の計画である「宮崎市都市計画マスタープラン」や「みやざき水ビジョン」においては、水道水の安定供給や南海トラフ巨大地震への備えのため、施設の地震・津波対策を推進すること

や、配水池の容量確保・耐震化に取り組むことと位置づけられています。

以上のように、上水道施設の整備方針として位置づけられています。

続いて、下北方配水池の築造を行うこととなった経緯を御説明します。

宮崎市において、平和台公園に隣接する昭和7年建設の下北方配水池の耐震診断を実施した結果、現行基準を満たしていないことが判明し、南海トラフ巨大地震の発生時に水道水を安定して供給することを目的として、新たな配水池を築造することとなりました。

新たな配水池の築造に当たって、築造地の選定条件が2つあり、①現在の配水方式である自然流下方式を維持するための地盤高（標高70メートル程度）を確保すること。②大規模な常時貯留を支える強固な地盤（切土部）であることの2つとなります。

以上の選定条件①、②を満たす築造地を検討した結果、航空写真の右側の矢印で示す公園内の区域以外は、配水池の築造に必要な面積・標高の確保ができないこと。また、盛土部への築造となるなど、築造地に適していないため、公園内の区域以外に適地がないと判断し、公園内に築造を行うこととなったものです。

区域の変更についての説明は以上となります。

スライド7ページ目です。

次に、今回の変更に合わせて行う名称番号の変更について御説明します。

都市計画公園は、都市計画運用指針において番号の付し方が定められています。平和台公園の前回の都市計画変更時から、運用指針の変更がありましたので、現行の運用指針に合わせて、名称番号を「7・7・1号」号から「7・6・1号」に変更します。

これまでの説明をまとめますと、平和台公園の都市計画変更としては、下北方配水池の新たな築造に必要な区域を削除するとともに、都市公園として利用されている区域に合わせた区域の追加・削除を行うもの、また、都市計画運用指針に合わせて名称番号の変更を行うものとなります。

議案第1号の説明は以上となります。

○出口会長 ありがとうございます。

それでは、ここまでの説明について、御質問や御意見等を伺いたいと思います。どこからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

○A委員 御説明ありがとうございました。

この場所の地形が、平面図からだと明確に読み切れなかったもので、お聞きしたいのですが、右側に池があつて、そこにある支流というか流れ込みのようなものが、対象地の右側

に行くはずとつながっているような感じになっています。そうすると、ここは等高線が入っているので谷線のようになっているのかなと思いますが、ちょっと気になるのが、南海トラフというような状況を想定したときに、これだけだと地形的な感覚は分かりませんが、両側が崖になっているようなところの真ん中に配水池を置くというようなイメージになるのかなと思います。そのときに、今の耐震の評価というのが、切土部で地盤的に安定していることのみに着目されていますが、大規模災害を想定した場合に、南北の崖といいますか、その状態がどうであるかというところについて、もし情報としてお持ちであれば御説明いただきたいと思います。

○出口会長 4ページ目の図面を拡大していただいて。では、事務局、よろしく願いいたします。

○事務局 今回、配水池を造る場所が黄色で塗っているところになりますが、黄色のところが一番高い場所で、その南北が緩やかに下っていったようなイメージです。

○A委員 谷底になりますよね。そうではないんですか。

○事務局 黄色のところがという意味ですか。

○A委員 はい。

○事務局 谷底というより、どちらかというとてっぺんに近いようなイメージです。今スライドで示しているところが一番谷底で、そこに向かって緩やかに下っていったようなイメージになります。黄色のところが一番高いので、盛土などが必要ない、強固な地盤となっております。

○A委員 私がイメージしたのは逆だったんですね。分かりました。

○出口会長 ありがとうございます。

ほかに御質問や御意見はないでしょうか。

○B委員 耐震基準を満たさない配水池を廃止する予定となっているんですけど、そこを改修して耐震基準を満たすようにするというのはできないのでしょうか。

○事務局 スライドにお示ししている図面がありますが、今回、耐震基準を満たさないのが、黄色で示している構造物になります。これは昭和7年に建造されたもので、既にこれを使いながら今、水の供給を行っています。これを一旦潰して同じ場所に造り替えればというお話もあろうかと思いますが、そうすると現在の水の供給量が賅えなくなってしまうということもございまして、これを稼働させながら違うところに新たに造って、それを稼働した上で既存の撤去を検討するという手順を踏まないと、どうしても供給量が賅えない

というところもございますので、こういうやり方を検討しているところでございます。

○B委員 ありがとうございます。

あと、平和台公園が0.5ヘクタール削除されるということで、緑地が0.5ヘクタールなくなるということだと思いますが、廃止される配水池を平和台公園に組み込んで緑地を回復させるということなんかはどうなのでしょう。

○事務局 県としても公園をやみくもに削除するのはどうかというところもありまして、いろいろ検討はしました。黄色で示している既設の部分を廃止した暁にはというところもありますが、こういう強固な地盤のところ、今回もいろいろ探しましたが、貯水施設を造る適地がなかなかないということもありますので、黄色で示しているところについては、次の候補地として残すということで検討を進めているところでございます。

○B委員 ありがとうございます。

○出口会長 ほかに御質問、御意見等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、議案第1号についてお諮りします。議案第1号は原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○出口会長 ありがとうございます。それでは、議案第1号は原案どおりといたします。

続きまして、議案第2号「日向延岡新産業都市計画道路の変更」について、説明をお願いいたします。

○事務局 都市計画課計画担当の中村です。

議案第2号について御説明します。

議案書は、8ページから11ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

本議案は、延岡市中心市街地の骨格を形成する安賀多通線及び愛宕通線、2路線における都市計画の変更について、御審議いただくものでございます。

画面上側が大分方面、画面下側が宮崎方面となります。

赤線で示す路線が安賀多通線になります。こちらの路線は、延岡市中心市街地を南北に連絡する幹線街路で、延岡市祇園町を起点とし、延岡市塩浜町を終点とする、延長約4,310メートル、幅員30メートルの路線になります。

青線で示す路線が、愛宕通線となります。こちらの路線は、延岡市中心市街地の環状道路の一部を形成する幹線街路で、延岡市愛宕町を起点とし、延岡市古川町を終点とする、

延長約 3,540 メートル、幅員 16 メートルの路線になります。

スライドの 3 ページを御覧ください。

こちらの画面には、安賀多通線の変更予定箇所を映しております。今回の変更は、大きく分けて 2 つとなります。画面上が一部区域の変更、画面下が交差点区域の変更になります。どちらも赤着色範囲を区域に追加するものとなります。詳細については、次ページ以降で説明いたします。

スライドの 4 ページを御覧ください。

こちらのページには、1 つ目の一部区域の変更箇所の拡大図を写しております。画面左側が北側となっております。赤色で着色している範囲について、道路の詳細設計を実施した結果、部分的に区域を追加するものになります。こちらは、路線西側に設置するバスベイを現在の都市計画区域内に収めるため、道路線形を若干東側へシフトしたことから、路線東側の区域を追加するものになります。画面下には一部区域の拡大図を示しておりますが、いずれの箇所も同様の理由で路線東側の区域を部分的に追加するものとなります。

スライドの 5 ページを御覧ください。

こちらのページには、一部区域の変更箇所における交差点部分の拡大図を映しております。こちらは交差点隅切りの見直しに伴う区域の追加となります。

平和橋通線側の追加は、北側（画面左側）から交差点に進入し、矢印方向へ左折する車両について、現在の交差点形状では大型車両が曲がりにくい状況となっております。本来であれば停止線位置を下げて対応いたしますが、交差点東側には踏切が近接しており、停止線位置を変更することが困難であるため、左折車両の走行性を確保するために、例外的にイメージ図の青色から赤色のようにカーブを緩やかにしております。その結果、交差点部分に必要な範囲が大きくなったため、赤色着色部分を区域に追加するものとなります。

また、若葉通線側は、現在の交差点形状で必要な走行性は確保されているため、形状の変更は行いませんが、当初計画に隅切り部が含まれていなかったため、今回、区域に追加するものになります。

交差点区域の考え方について、次のページで御説明いたします。

スライドの 6 ページを御覧ください。

宮崎県における都市計画道路の交差点区域の設定については、スライドに示すような県で統一された交差点区域の考え方に基づき設定しております。先ほどの交差点部の変更は、パターン 2 の都市計画道路同士の交差点の考え方に基づき、区域を変更するものになります。

す。

スライドの7ページをご覧ください。

続いて、安賀多通線2つ目の変更について御説明いたします。

画面下に変更前後の拡大図を示しておりますが、本路線と国道218号との交差点部において、赤色着色部分を当路線に追加するものになります。こちら、先ほどの県で統一された交差点区域の考え方に基づき、区域を変更するものとなります。

こちらは、画面右下に示しておりますパターン1の形で区域を変更するものとなります。今回の追加範囲は、パターン1に示す点線で囲っている部分であり、国道218号と重複する区域となります。

以上が、安賀多通線の変更内容となります。

スライドの8ページを御覧ください。

続いて、愛宕通線について御説明いたします。

画面には変更予定箇所の拡大図を映しております。拡大図の点線で囲っている範囲は、本線から周辺住宅へ接続する道路になります。今回の変更は、こちらの接続道路において、一部接続道路として不要となった黄色着色部分を区域から削除するものになります。

なお、こちらの不要となった区域については、延岡市において既に払い下げを行っており、今回は、その実態に合わせて、都市計画道路から区域を削除するものとなります。

議案第2号の説明は以上となります。

○出口会長 ありがとうございます。

安賀多通線については2件、愛宕通線については1件の議案でございます。

どの点からでも結構ですので、御質問、御意見をよろしく願いいたします。

○C委員 スライドの5ページですけれども、カーブを緩やかにされるというところですが、まず、ここに横断歩道があるのかどうか、横断歩道の長さや位置に影響するのかどうかを教えていただきたいと思います。

○事務局 横断歩道と言われるのは、平和橋通線の停止線の奥のほうというイメージでしょうか。

○C委員 はい、そうです。

○事務局 停止線の手前に横断歩道が今既にあります。手持ちの資料をお見せいたします。今、航空写真を写していますが、平和橋通線というのがさっきの図面でいうと上側の部分になります。横断歩道が2丁目と書いてあるところにあるようなイメージです。今、車が

何台か止まっているところの左側に横断歩道があるようなイメージになります。

○C委員 カーブが緩やかになることによって、横断歩道の長さが少し長くなるのか、そういう何か影響があるのかというところです。

○事務局 基本的には横断歩道が長くなるようなイメージになろうかと思います。

○C委員 分かりました。

○出口会長 ありがとうございます。

ほかにどの点でも結構ですので、もし御意見、御質問がありましたら、よろしく願いいたします。

○D委員 安賀多通線の慢性的な渋滞は、私も理解しているところで、このような拡幅等改良が行われるのはよろしいことかと思えます。

ただ、今、図面を見てもらっても分かるとおり、既に多数の建物が建っており、これが改良されるに当たっては、全ての立ち退きと長期間の工期が予想されるのですが、もともとの計画の策定は、昭和 21 年だったと思います。その計画を、今の都市計画といいますか、既に居住が行われているところに落とし込んでいくことも、かなり無理があると思います。それは都市計画の性質上やむを得ないと思いますが、この改良工事が、実際この見直しが終わった後、いつから着工になって、いつ終わって、総工費がどれくらいかかるのかとか、そういう見通しは今の段階で分かっているものなのでしょうか。

○事務局 まず、この安賀多通線ですけれども、今、県道になっております。遡りますと、昭和 21 年に最初の都市計画決定が打たれたときは、国道として国のほうで管理していた路線になります。その後、海側のほうに今 4 車線の国道 10 号がありますが、国道 10 号の延岡バイパスとして、昭和 50 年に供用が開始されております。その後、もともと国道 10 号だったこの安賀多通線に関しては、県に移管をされているという事実がございます。

そのときに、今回変更でお示ししている区間については、もともと 2 車線で都市計画決定が打たれています。都市計画決定を打って、その後事業化をするんですが、実際この区間を 4 車線にしますという都市計画変更をしたのが平成 26 年です。その間、北側のほうから整備を進めてきたところです。

当然、平成 26 年に 4 車線の幅で都市計画決定を打った後は、何か建築をするときには市長の許可が必要になるという、法的な手続を踏まないといけないというところがあります。資料でお示ししているとおり、家屋が沿線にありますので、事業化に伴って必要な部分については用地補償をしていくことになります。

この区間の事業の実施状況ですけれども、令和 5 年度に既に着手しております。都市計画決定を打った線形に対して、詳細設計などいろんな調査をして工事実施という流れになるんですけれども、令和 5 年度に着手しまして、事業費としまして約 40 億弱の想定で今動いているところでございます。

以上です。

○D委員 ありがとうございます。総延長が 5,000 メートルほどだったと思いますが、総工費というのは出ていませんか。単年度の事業費は 40 億程度だと思いますが。

○事務局 この平原工区については 40 億という数字になっております。今まで整備したところが幾らだったかというところは、把握はしていませんけれども、この区間に関しては 40 億というところです。

○D委員 了解しました。この平原工区が改良済みになると、全線が片側 2 車線になるということですか。

○事務局 この図面でいきますと、平原工区の南側、国道 10 号とのタッチのところがまだ残るという状況にあります。

○D委員 分かりました。

○出口会長 都市計画というのは息の長い、それからなかなかお金もかかることですが、着実に将来に向かって進めていくという性質があるかと思います。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、議案第 2 号は原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○出口会長 それでは、議案第 2 号は原案どおりといたします。

以上で、2 つの議案の審議を終了したいと思います。御意見、御質問等をいただきまして、ありがとうございます。

では、進行を事務局に戻したいと思います。ありがとうございました。

○事務局 出口会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様、御審議ありがとうございました。

それでは、最後に事務局より連絡事項がございます。

次回の第 162 回宮崎県都市計画審議会の日程でございますが、今年の 12 月頃の開催を予定しております。委員の皆様には、後日、日程の御連絡をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第 161 回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

午前 10 時 42 分閉会